

水路敷等を占用する通路橋について

- ・ 通路橋を車両の駐車、私物を置く等の車両の通行以外の用途に使用しない。
- ・ もし東大阪市にて車両の通行以外の用途が確認され、指導があれば直ちに占有者の費用負担で通路橋を撤去し、水路等を原形に復旧する。

以上の事項について異議なければ下記に署名の上、押印して下さい。

東大阪市長 様

私 _____ は上記事項について遵守し、異議を申し立てしないことをここに誓約致します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

氏名 _____ (印)